

令和2年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

はじめに

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として、安全で安心な学校環境の整備と通学の確保が求められております。

そのためには、通学路の安全を確保することが不可欠であり、「交通安全」「生活安全」「災害安全」の学校安全3領域を総合的に推進するとともに、保護者や地域はもとより、警察・道路管理者等との緊密な連携を図り、地域ぐるみで安全対策を推進していくことが重要であります。

しかし、令和元年には、東京都池袋や千葉県木更津市及び滋賀県大津市において、子どもたちが被害に遭う衝撃的な交通死亡事故が相次いで発生しました。

また、同年には、神奈川県川崎市でスクールバスを待っていた児童ら20人が暴漢に襲われ、殺傷された凄惨な事件は記憶に新しいところです。

このように子どもの安全を脅かす事案が多発する現状において、これまで以上に安全教育と安全管理を有機的に展開していくことが重要です。

通学路安全推進事業は、文部科学省委託による「交通安全領域」の事業として、平成25年度に能代市で開始してから、今年度で8年目となります。

今年度、事業のモデル地域である南秋田郡の五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の各学校や関係機関の方々の協力を得ながら、交通安全対策や交通安全教育等に取り組んでいただきました。

主な事業全体の成果としては、

- 1 関係機関との連携により、危険箇所の対応方針を明確にし、通学路における危険箇所の改善が図られた。
- 2 児童は、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した体験型の交通安全教室をはじめ、通学路安全マップ作成や通学路安全対策アドバイザーによる適切な助言等により、自分の身は自分で守るための危険回避能力が習得できた。
- 3 各校の中核教員は、事業を通じて自校における取組のほか、他校との情報を共有することにより、交通安全対策への実践力が向上した。

などが挙げられます。

今後も学校と地域の関係機関が連携・協働し、通学路の安全確保と児童等の安全対策を推進したいと考えております。

最後になりましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用や手指の消毒の徹底をはじめ、各事業では座席の間隔を空けたり、研修会をオンラインで開催したりするなど、多くの制約がありました。この通学路安全推進事業も計画どおり実施できるのかと懸念しておりましたが、モデル地域である南秋田郡の各町村関係者や学校関係者等の御助力により、滞りなく実施できましたことに心から感謝申し上げます。

令和3年2月

秋田県教育庁保健体育課
課長 高橋 周也

目 次

はじめに

I	通学路安全推進事業の概要図	1
II	通学路安全推進事業の紹介	2
III	第1回推進委員会の開催	4
IV	第1回実践委員会の開催	5
V	合同点検	6
VI	登校時間帯の点検	8
VII	「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育	11
VIII	通学路安全マップ	15
IX	危険箇所の改善に関する取組	17
X	第2回実践委員会の開催	23
XI	第2回推進委員会の開催	24
XII	その他の取組	25

【資料編】

1	通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント	26
2	通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付別紙)	27
3	通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について (平成28年11月28日付別紙)	29

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大学関係者等の学識経験者により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の全小学校に配布して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

○ 事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

○ 交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所をとりまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要が認められる危険箇所を抽出する。

○ 合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と日程調整を行い、合同点検を実施する。

○ 登校時間帯点検の実施

児童の登校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各学校において、歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

(1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が突入し、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生した。

こうした事故の発生を防ぐには、交通安全指導や集団登下校などの学校のソフト面での対策だけではなく、道路・交通行政によるハード面での対策が必要であり、警察や道路管理者等の関係機関と連携した取組が求められた。

(2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会が行われ、平成25年に今後の取組に関する通知が発出された。

この通知を受け、本県では、地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組を推進しており、合同点検や対策の検討等を行っている。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、モデル地域に指定した市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討及び交通安全教育を行うものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県教育委員会、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や警察行政など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、市町村に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

市町村教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の交通危険箇所点検

各小学校において通学路の点検を行い、児童の目線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

市町村教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、市町村教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登校時間帯の危険箇所点検

危険箇所における児童の登校状況、交通量等について通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校での対策及び関係機関に要望する対策について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関等と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童の道路横断中の事故が多いことを踏まえ、通学路安全対策アドバイザー等の協力の下、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータ等を活用した交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業を実施した内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の全小学校等に配布して普及啓発を図る。

令和2年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授	浜岡 秀勝
委 員	国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課長	田村 正樹
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持班副主幹(兼)班長	大森 郁夫
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	川越 英治
委 員	潟上市・南秋田郡PTA連合会会長	栗山 将人
委 員	五城目町教育委員会学校教育課主査	工藤 晴樹
委 員	八郎潟町教育委員会教育課課長補佐	畠山 孝直
委 員	井川町教育委員会事務局次長	鷺谷 幸平
委 員	大潟村教育委員会学校教育班主任	今野 佳奈子
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	三洲 龍太
委 員	秋田県教育庁中央教育事務所指導主事	沼倉 友和
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	高橋 周也

IV 第1回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和2年7月29日(水)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 井川町農村環境改善センター
- 3 参加者 21人

- 通学路安全対策アドバイザー
- 五城目警察署交通課員
- 五城目町、八郎潟町、井川町の
スクールガード・リーダー
- 五城目小学校、大潟小学校のPTA関係者
- 五城目小学校、八郎潟小学校、井川義務教育学校、大潟小学校の学校関係者
- 五城目町建設課、八郎潟町建設課、井川町町民生活課・産業課
大潟村産業建設課の関係者
- 五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の教育委員会関係者
- 県教育庁保健体育課職員2人

4 主な協議内容

通学路安全推進事業の説明や質疑等を行った。

出席者からは、新築移転する小学校の状況や合同点検の実施日の調整、交通安全教育における日程調整等に対する質問や意見があった。

なお、合同点検後の施設整備等においては予算を伴うことから、早急に対応できないこともあるが、継続的に要望していくことなどが確認された。



【各町村ごとの協議状況】



V 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察等と合同で点検を実施した。

1 実施月日

令和2年8月2日(日) から8月17日(月) までの4日間

2 実施場所

- 南秋田郡内の通学路危険箇所 43か所
(県道24か所・町道13か所・村道5か所・その他1か所)

3 参加機関

- 五城目町建設課、八郎潟町町民課・建設課、井川町産業課、大潟村産業建設課
- 五城目警察署
- 五城目小学校、八郎潟小学校、井川義務教育学校、大潟小学校の教員
- 五城目小学校、八郎潟小学校、井川義務教育学校、大潟小学校のPTA関係者
- 五城目町、八郎潟町、井川町の各スクールガード・リーダー
- 五城目町教育委員会、八郎潟町教育委員会、井川町教育委員会、大潟村教育委員会
- 県教育庁保健体育課

4 各学校区の主な合同点検実施箇所

◇五城目小学校【8月8日(土) 実施】



◇八郎潟小学校【8月2日(日) 実施】



◇井川義務教育学校【8月17日(月) 実施】



◇大潟小学校【8月6日(木) 実施】



◇五城目小学校（歩道を覆った草木）



◇五城目小学校（新設小学校前の町道）



◇八郎潟小学校（横断歩道付近の看板）



◇八郎潟小学校（小学校付近の町道）



◇井川義務教育学校（埋設物付近の破損）



◇井川義務教育学校（用水マスの段差）



◇大潟小学校（側溝に段差がある村道）



◇大潟小学校（村内を流れる用水路）



VI 登校時間帯の点検

1 南秋田郡の各学校の状況等

(1) 五城目小学校

五城目町は、これまで7校の小学校があったが、平成27年までにすべての小学校を統合して、現在は五城目小学校1校となった。

五城目小学校は、校舎の耐震基準や老朽化に伴い、令和元年度に新校舎の建設に着手し、令和3年1月から新校舎へ移転した。



五城目小学校の新校舎

(2) 八郎瀧小学校

八郎瀧町は、これまで3校の小学校があったが、昭和56年に統合されて八郎瀧小学校となった。

八郎瀧小学校は、校舎の老朽化などにより、令和2年に八郎瀧中学校の校舎に移転し、八郎瀧小学校と八郎瀧中学校が同一校舎となった。

(3) 井川義務教育学校

井川町は、昭和46年に井川小学校に3校が統合されていたが、平成30年に井川小学校と井川中学校が統合して、井川義務教育学校となっている。

井川義務教育学校は、秋田県内初の義務教育学校である。

(4) 大瀧小学校

大瀧村は、昭和39年に誕生後、昭和44年に小学校舎が完成して開校式を行っている。大瀧小学校は、平成25年に大瀧小・中学校として新校舎が竣工した。

2 登校時間帯の点検

通学路安全対策アドバイザーが、秋季と冬季の2回に渡り、登校時間帯における交通の実態と児童の登校状況に関係者とともに点検し、学校でとるべき対策と関係機関に要望する対策について助言等を実施した。

3 第1回登校時間帯の点検状況

実施小学校	実施日	実施場所
井川義務教育学校	10月20日(火)	坂本入口交差点(国道)、井川町民体育館前
五城目小学校	10月22日(木)	上町通り(町道)、小学校入口交差点(国道)
八郎瀧小学校	10月27日(火)	大道交差点(県道)、小学校前(町道)
大瀧小学校	10月29日(木)	西一丁目交差点(村道)、小学校前(村道)

4 主な助言

通学路安全対策アドバイザーからは、信号機のある横断歩道を横断する児童の多くは、進行方向の信号のみを注視しがちで左右の安全確認が少ない状態であるため、横断歩道を横断する場合は、左右の安全確認も行うよう交通安全指導が必要であるとの助言があった。



井川義務教育学校



五城目小学校



八郎潟小学校



大潟小学校

5 第2回登校時間帯の点検状況

実施小学校	実施日	実施場所
八郎潟小学校	1月21日(木)	大道交差点(県道)、小学校前(町道)
五城目小学校	1月22日(金)	小学校前(町道)

6 主な助言

通学路安全対策アドバイザーから、「八郎潟小学校では、冬期間の荒天時に児童を送迎する車両が多いため、交通事故防止に配慮して冬期間のみ学校敷地内を一方通行にして送迎させているが、一部の車両は路上駐車して降車していることから、更なる周知が必要と思われる。」「五城目小学校では、送迎車両は小学校向かいの駐車場を利用することとしているので、更なる周知を行うことや通学路の一部に排雪されていない雪山があり、ドライバーからの見通しが悪く危険であることを児童に周知する必要がある。」などの助言があった。



八郎潟小学校



五城目小学校



Ⅶ 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、南秋田郡の3小学校、1義務教育学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

学校名	実施日	対象	人数
大湊小学校	9月2日(水)	1年生	20人
井川義務教育学校	10月20日(火)	1年生	29人
八郎湊小学校	11月13日(金)	1・2年生	56人
五城目小学校	11月25日(水)	2年生	45人

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、五城目警察署警察官、横手精工株式会社社員、各町村教育委員会関係者、各小学校関係者、県教育庁保健体育課関係者

4 概要

- (1) 校長先生の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」



大湊小学校（校長先生あいさつ）



大湊小学校（警察官の講話）

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

歩行環境シミュレータは、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGによる擬似的交通環境を再現し、実際の道路を横断しているかのような体験ができる装置である。

同シミュレータは、日中のほか、夕暮れや夜間、冬の道路環境、友達がどんどん渡って反対側から声をかける状況など、多様な環境を再現できるようになっている。

交通心理士でもある横手精工株式会社の鈴木由香里さん進行のもと、体験する児童の身体運動・動作のタイミングを測定しながら、車道を横断するのに必要な歩行能力や判断能力をチェックした。また、体験後は、リプレイ映像を確認しながら、良好な点や反省点を紹介して、効果的な交通安全指導を行った。

体験にあたっては、「友達が体験しているときに、自分だったらどう行動するか、一緒に考えながら見ましょう。」と、児童に呼びかけることで体験者のみならず、参加者全員が横断をしているような感覚で行うことができた。

体験した児童は、車両の様子に注意しながら自らが安全を判断するなど、状況に対応して行動しなければならないことを学ぶことができた。



井川義務教育学校



大湯小学校



八郎潟小学校

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、児童に対して交通事故を防止するため「飛び出しをしないこと」「左右をよく見て横断すること」「前をよく見て歩くこと」「止まっている車の近くでは絶対に遊ばないこと」の4つの約束をお願いした。

また、約束理由を質問したり、復習したりするなど、分かりやすく心に残る内容であった。



五城目小学校

7 児童の感想

おうだんほどうをわたるのに、右左を何回も見るのががんばりました。とびだしもあらためてダメだと思いました。あんぜんかくにんもしっかりやろうと思いました。もちろん車もいっぱいだから「気をつけよう」と思いました。あさもゆだんしないで手をあげてわたろうと思いました。
(五城目小学校 2年)

きょう、こうつうあんぜんきょうしつをしました。わたりジョーズくんのたいけんは、はじめてだったのでできてよかったです。2ねんせいになっても、だいひょうとしてたいけんしたいです。そして、1ねんせいにおうだんのしかたをおしえてあげたいです。じぶんもきをつけておうだんします。
(八郎潟小学校 1年)

きょう、こうつうあんぜんきょうしつで、わたりジョーズくんのたいけんをさせてもらいました。そのわたりジョーズくんのまえに立ったときに、がめんがくるまとかでいっぱいになっていました。だから、ひかれないように右・左を見て、車がないときにわたりました。はじめてやったけど、できてうれしかったです。きょう学どうだから、同じようにきをつけながらあるいていきたいです。
(八郎潟小学校 2年)

おうだんほどうをわたるとき、とまってみぎひだりをなんかいもみることがわかりました。わたっているときも、みぎとひだりをよくみてわたって、くるまにひかれないようにします。
(井川義務教育学校 1年)



五城目小学校



八郎潟小学校



みぎひだりをみるのはぜったいやらなきゃいけないんだな—ってわかりました。あおしんごうでもくるまがくるかもしれないから、あおしんごうでもみぎひだりをちゃんとみます。こどもがどうろをわたろうとしてもとまってくれないくるまもいるから、みぎひだりをみま
(井川義務教育学校 1年)

ぼくはてんきのひにおうだんほどうをわたりました。きやおうちがありました。つぎはみぎひだりをみてわたりました。これからちゃんとまえをみてわたります。
(大潟小学校 1年)

わたしは、あめのなかどうろをわたりました。すこしどきどきしました。くるまにきをつけました。これからずっとくるまにきをつけたいとおもいます。
(大潟小学校 1年)



井川義務教育学校



大潟小学校

8 おわりに

9月から11月にかけて開催した交通安全教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童の間隔を空けて座ったり、機材の消毒に配慮したりしながら実施した。

児童は、様々な道路環境を再現できる「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、交通量の多い交差点など、様々な道路環境による体験をするとともに、友達の体験を共有しながら学ぶことができた。

また、通学路安全対策アドバイザー、校長先生、警察官による交通安全講話は、それぞれの視点で話していただき、交通安全の意識向上につながった。

Ⅷ 通学路安全マップ

子どもたちが通う通学路は、安全で安心な道路でなければならないが、危険な場所がたくさんある。

「通学路安全マップ」は、通学路や地域などで交通事故の発生しやすい場所や犯罪が起こりやすい危険な場所などを示した地図である。

子どもたちの目線で危険を予測し、自ら回避できることを目的として、自身の通学路等における危険な場所について考え、話し合ったり、危険の理由を発表したりして、子どもたち自らマップづくり等に取り組んだ。

各小学校の「通学路安全マップ」の取組状況等を紹介する。

◆八郎潟小学校



◆井川義務教育学校



◆大潟小学校



◆ 井川義務教育学校の先生が作成した通学路安全マップ ◆

このマップは、玄関横の見やすい場所に掲示しており、危険な場所と理由が写真と一緒に分かりやすく示されているほか、保護者等と危険箇所の情報を共有しながら、児童らの安全について配慮されている。



Ⅸ 危険箇所の改善に関する取組

1 危険箇所の対策結果等の一覧（五城目町・八郎潟町）

令和2年度

小学校名	No	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果
五城目町立五城目小学校	1	県道15号 雀館地内の歩道①	空き家の立木が歩道上に覆い被さった状態で通行の妨げとなっている。	・覆い被さった立木の伐採依頼 ・児童への交通安全指導	・【立木の伐採済み】
	2	県道15号 雀館地内の歩道②	空き地の立木が歩道上に覆い被さった状態で通行の妨げとなっている。	・覆い被さった立木の伐採依頼 ・児童への交通安全指導	・【立木の伐採済み】
	3	町道 新設小学校南側の町道	新設小学校向かい側の公園駐車場が送迎車両の駐車場所であり、横断歩道の設置が必要である。	・横断歩道の設置要望 ・児童への交通安全指導	・【横断歩道設置確認済み】
	4	県道15号 五城館付近の歩道	歩道に設置している敷石の一部が劣化して剥がれており、つまづいたり転倒したりするおそれがある。	・歩道の改良工事等の検討 ・児童への交通安全指導	・補修工事要望 ・児童への交通安全指導
	5	町道 上町地内の丁字路交差点	交差点直近にある空き家が見通しを妨げている。	・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	6	県道15号 馬場目橋（左岸・右岸）	馬場目川へ通じる通路のチェーンが位置的に低いため、児童らが立ち入る可能性がある。	・チェーンの設置位置の見直し要望や危険看板の設置を検討 ・児童への交通安全指導	・見直し要望書の提出予定 ・児童への交通安全指導
	7	県道15号 でんきハウスいとう前の歩道	私有地が歩道部分と重なっており、歩行者は車道側に出る可能性が高い。	・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	8	県道15号 雀館地内の歩道③	歩道に植えられた街路樹の根元が隆起して段差が生じており、つまづいたり転倒したりするおそれがある。	・歩道の補修や街路樹の伐採要望 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	9	町道 新設小学校周辺	新設小学校前に横断歩道の設置や通行禁止の時間規制等の見直しが必要である。	・児童等の通学状況等の実態調査後に要望を検討 ・児童への交通安全指導	・実際の通学状況確認後に要望予定 ・児童への交通安全指導
八郎潟町立八郎潟小学校	1	町道 小浜建材前の横断歩道	横断歩道付近の工事用看板が見通しを妨げている。また、道路標示が薄くなっている。	・看板の早期移動撤去依頼 ・道路標示の塗り直し要望	・【看板撤去済み】 ・【付近の雑草駆除済み】 ・道路標示は継続要望
	2	町道 ロマンの里付近のカーブミラー	カーブのある場所のカーブミラーが劣化して、よく見えない。また、注意喚起の看板が劣化している。	・カーブミラーの交換要望 ・児童への交通安全指導	・【カーブミラー交換済み】 ・【看板交換済み】
	3	町道 北都銀行・防災センター脇の町道	登校時間帯の通行車両の速度が速い。	・看板設置要望 ・運転者に対する指導取締り ・児童への交通安全指導	・【注意喚起看板2枚設置】 ・【停止線等の塗り直し済み】
	4	町道 小学校東側の交差点	交差点に設置された街灯が暗い。	・設置された街灯の状況を確認 ・児童への交通安全指導	・【明るい街灯を設置済み】
	5	町道 竜馬橋付近のサイクルロード	「トマレ」等の道路標示が消えている。	・継続的に道路標示を要望予定 ・児童への交通安全指導	・警察署と建設課に要望済み ・児童への交通安全指導
	6	県道219号 しょうぎ寿司司前の交差点	交差点の見通しが悪い。また、小路から進行した車両と歩道の通行人等において事故の危険性がある。	・ストップマークの設置要望 ・児童への交通安全指導	・道路管理者に要望済み ・児童への交通安全指導
	7	県道15号 サルタ小鳥店前	速度の速い車両が通行するほか、道路横断時の距離も長いことから信号機の設置を要望する。	・横断歩道はあるものの、継続して信号機の設置を要望	・継続して信号機の新設を要望していくもの
	8	町道 八郎潟駅前付近	駅前周辺には横断歩道がないため、道路を横断する場合に危険である。	・駅前周辺であり、横断歩道の設置の可能性は低いことを確認 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	9	県道219号 小野床屋付近の交差点	通過車両の速度が速いほか、停止線を越えて停止する車両が多い。	・運転者に対する指導取締り ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	10	県道298号 役場入口の交差点	交差点付近の見通しが悪い。	・運転者に対する指導取締り ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	11	県道298号 駐在所向かいの交差点	交差点付近の見通しが悪い。	・運転者に対する指導取締り ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	12	町道 夜叉袋踏切付近周辺	街灯の設置が少ないため、周辺が暗い。	・児童に対して明るい道路を通行する交通安全指導	・児童への交通安全指導
	13	町道(広域農道) 広域農道一帯	街灯の設置が少ないため、周辺が暗い。	・児童に対して明るい道路を通行する交通安全指導	・児童への交通安全指導
	14	町道 浦大町地内の沼	道路脇の沼周辺に草が茂っているため、見えにくい。	・看板等の設置を検討 ・児童への交通安全指導	・看板の設置は検討 ・児童への交通安全指導

一覧（井川町・大湊村）

小学校名	No	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果
井川町立 井川義務 教育学校	1	町道 総合スポーツセン ター周辺の道路	路面に埋め込んだ工作物周辺に隙間ができたため、段差となっている。	・段差の解消に向けた補修要望 ・児童への交通安全指導	・【補修工事済み】
	2	県道228号 横岡地内の横断歩 道付近	横断歩道の前に消火用具が設置されているため、通行の妨げとなる。	・消火用具の移設要望依頼 ・児童への交通安全指導	・【消火用具移動済み】
	3	県道228号 横岡地内の用水マ スの段差	用水マス周辺に段差が生じている。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・【補修工事済み】
	4	県道228号 坂本入口交差点か ら義務教育学校方 向の通学路	道幅が狭いほか、歩道も設置されていないため危険である。	・現在、県道拡張工事中	・【道路拡張工事中】
	5	県道228号 小学校周辺の県道	学校周辺において速度の速い車がいる。	・学校周辺の速度規制等の見直し	・【30キロの速度規制設置】
	6	県道228号 山崎地内の歩道上①	歩道脇に設置されたガードパイプが途中からない。	・新設設置要望済み ・児童への交通安全指導	・継続した設置要望 ・児童への交通安全指導
	7	県道228号 山崎地内の歩道上②	歩道上に亀裂の一部による段差がある。	・補修工事要望済み ・児童への交通安全指導	・継続した改善要望 ・児童への交通安全指導
	8	県道228号 山崎地内の歩道上 の電柱	歩道上に設置された電柱が通行の妨げになる可能性がある。	・電柱の移設要望予定 ・児童への交通安全指導	・継続した改善要望 ・児童への交通安全指導
	9	県道228号 横岡地内の歩道①	歩道や外側線はなく、道路と私有地の境界にデリネータが設置されている。	・歩道の設置要望依頼 ・児童への交通安全指導	・継続した設置要望 ・児童への交通安全指導
	10	県道228号 横岡地内の歩道②	歩道脇の用水路に段差がある。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	11	県道228号 横岡地内の歩道③	歩道の縁石が劣化しているところがある。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	12	県道228号 横岡地内の交差点	ブロック塀等により交差点の見通しが悪い。	・運転者に対する指導取締り ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	13	県道228号 横岡地内の交通規 制標識	交通規制標識の位置が1.7メートルと低く、通行の妨げとなる可能性がある。	・規制標識の見直し要望依頼 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
	14	県道228号 横岡地内の側溝の蓋	側溝の蓋の継ぎ目部分にすき間があるため、引っかかる可能性がある。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・児童への交通安全指導
大湊村立 大湊小学校	1	村道 東三丁目村民セン ター分館付近の通路	撤去したポールの一部が露出しているため、通行の妨げとなる。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・【補修工事済み】
	2	村道 東三丁目村民セン ター分館付近の通路	側溝の段差が大きく、転倒のおそれがある。	・補修要望依頼 ・児童への交通安全指導	・【補修工事済み】
	3	用水路 村内を東西に流れ る用水路	用水路全体に防護柵が張られている状態であるが、破損状況を含めて確認した。	・対策済み ・児童への交通安全指導	・【対策済み】 ・防護柵の破損なし
	4	村道 保育園付近の村道	保育園へ横断するための横断歩道の新設を要望する。	・横断歩道の新設要望	・【新設設置済み】
	5	村道 村内の主要交差点	主要交差点等への防犯カメラの設置する。	・昨年度から要望 ・村内8か所の設置	・【通学路2か所設置済み】
	6	村道 役場前の横断歩道	中央分離帯に設置している植木が伸びており、視認性に欠けるおそれがある。	・植木の刈り込み等を検討 ・児童への交通安全指導	・【植木の一部刈り込み 済み】

【凡例】

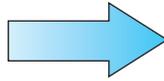
	～早急な対策が必要と認められた場所
	～対策済み
	～対応要望済み
	～児童への交通安全指導

2 改善例について

合同点検後から令和2年12月末までに、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例を紹介する。



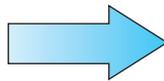
五城目小学校区



樹木の伐採



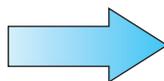
五城目小学校区



樹木の伐採



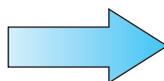
五城目小学校区



横断歩道の新設



八郎湯小学校区

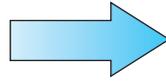


停止線の引き直し





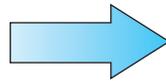
八郎潟小学校区



看板の撤去・除草



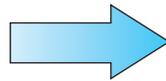
八郎潟小学校区



カーブミラーの付け替え



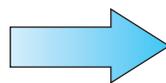
八郎潟小学校区



明るい街灯への付け替え



井川義務教育学校区

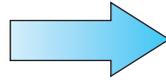


埋設物周辺の舗装工事





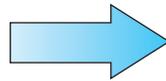
井川義務教育学区



消火用具の移動



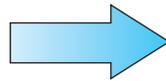
井川義務教育学区



用水マス段差の補修



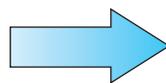
井川義務教育学区



学校周辺の速度規制の新設



井川義務教育学区

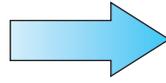


県道の拡張工事





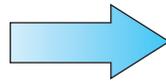
大瀧小学校区



ポール片の埋め戻し



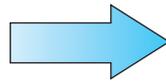
大瀧小学校区



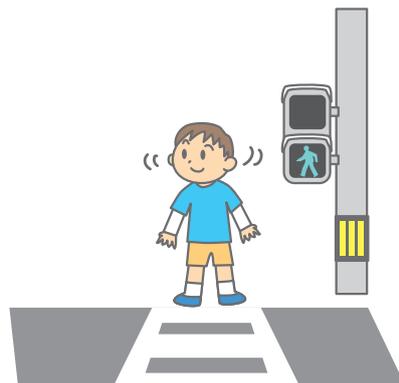
側溝段差の補修



大瀧小学校区



用水路の看板設置



X 第2回実践委員会の開催

- 1 開催日時 令和2年12月21日(月) 午後3時30分から午後5時まで
- 2 開催場所 井川町農村環境改善センター
- 3 参加者 20人
 - 通学路安全対策アドバイザー
 - 五城目警察署交通課員
 - 五城目町、八郎潟町、井川町のスクールガード・リーダー
 - 大潟小学校のPTA関係者
 - 五城目小学校、八郎潟小学校、井川義務教育学校、大潟小学校の学校関係者
 - 五城目町建設課、八郎潟町建設課、井川町町民生活課・産業課、大潟村産業建設課の関係者
 - 五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の教育委員会関係者
 - 県教育庁保健体育課職員2人
- 4 主な協議内容

各町村における通学路安全推進事業の報告や各小学校における通学路安全推進事業の成果と課題について、それぞれの担当者から報告を行った。

参加者からは、井川町における通学路の拡張工事の経緯や進捗状況と大潟村における通学路に設置している防犯カメラの設置状況等の質疑があった。

また、通学路安全対策アドバイザーからは、各町村における通学路点検における取組状況のほか、登校時間帯調査からの注意点として、信号機のある横断歩道を横断する児童は左右の安全確認が足りないように思うので、小学校でも交通安全指導をしていただきたいなどの意見があった。



XI 第2回推進委員会の開催

1 開催日時

令和3年1月26日(火)

午前10時から午前11時30分まで

2 開催場所

秋田県秋田地方総合庁舎

603会議室

3 開催内容

(1) 合同点検の実施について

南秋田郡の4校・43か所で実施した合同点検の結果として、関係機関の対策、通学路安全対策アドバイザーの助言等について説明した。

(2) 登校時間帯の点検について

登校時間帯における児童の登校状況や交通量等を把握するために実施した登校時間帯の点検について説明した。

(3) 各町村関係者による実践委員会の開催について

実践委員会を2回開催して、各町村における事業計画や取組状況等を説明した。

(4) 危険箇所の対策状況について

合同点検後に、関係機関が講じた危険箇所の対策状況について説明した。

(5) 交通安全教育の実施結果について

警察官、通学路安全対策アドバイザーによる交通安全講話、歩行環境シミュレータの活用による道路横断時の危険性の擬似体験、児童の反響などについて説明した。

(6) 通学路安全マップ作成等の取組

通学路で交通事故等が発生しやすい危険箇所について、児童が考え、話し合ったり、危険の理由を発表したりした通学路安全マップ作成等の取組について説明した。

(7) 本事業の成果等

ア 浜岡委員長から

(ア) 成果

- 事業が8年目を迎え、毎年、道路の段差や危険箇所の改善等を行う体制ができている。
- 冬期間の点検は、環境変化の状況を確認する上でも大切であると思うので継続していただきたい。

(イ) 課題

- 危険箇所の点検では、チェック項目を示し、大人の目線や子どもの目線で確認していくことが大切である。

イ 委員からは

(ア) 成果

- 多くの関係者が合同点検に参加して、危険箇所の問題点を共有するとともに、取組や考え方等を理解して連携を深めることができた。
- 歩行環境シミュレータ『わたりジョーズ君』の活用によって、児童が交通安全を考えて取り組むようになるとともに、危険を予測・回避する能力の向上を図ることができた。
- 各校の中核教員が、事業における関係機関との連携や自校での取組を通じて、交通安全対策の実践力を強化できた。

(イ) 課題

- 夏季の取組と同様に冬季の安全対策の充実・強化を図る必要がある。



XII その他の取組

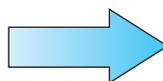
◆防犯カメラの設置

合同点検では、児童等の安全確保のため交通安全だけではなく、不審者の未然防止や盗難防止等の生活安全の観点からも各箇所の確認を実施した。

一例として、大潟小学校区には、平成29年から令和2年までに村内の主要交差点等8か所に防犯カメラを設置して、交通安全や犯罪の未然防止等を推進していた。



拡大



◆駐車場等補修工事

井川町民野球場駐車場は、児童を送迎した車両の乗り降り場所となっているほか、同所へ通じる通路は、スクールバスを利用する児童の通学路になっている。

同通路のアスファルト舗装の破損が目立ち、つまずきによる転倒防止等を目的として、通路一帯の舗装補修工事を行った。



◆全国成果発表会

令和3年1月29日(金)、オンラインによって「学校安全総合支援事業」全国成果発表会が開催された。

発表会では、宮崎県、宮城県、京都市による実践発表のほか、基調講演「子どもたちの命を守るために」、ワークショップ「学校安全の質の向上を目指して」などが行われた。



基調講演資料の表紙

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント

1. 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

- (1) 「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要
- (2) 生活道路の通学路においては、ゾーン対策が効果的
- (3) ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要
- (4) 対策の普及のためには、対策効果の検証が必要
- (5) 「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要

2. 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について

- (1) コーディネータ、リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要
- (2) 地域住民、保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要
- (3) 学校やPTAが発信源となった合意形成が有効であり、合意形成のルールが必要
- (4) 体系的な行動計画による継続的な取り組みと予算の確保が重要

3. 危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について

- (1) 危険を予測し、回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要
- (2) 児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導が重要

4. その他、自転車利用等について

- (1) 自転車の利用環境を整えるには、道路空間の「整理整頓」が必要
- (2) 登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要

- ・ 第1回懇談会：平成24年6月26日開催
- ・ 第2回懇談会：平成24年7月13日開催
- ・ 第3回懇談会：平成24年7月17日開催
- ・ 意見とりまとめ公表：平成24年8月8日

※通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会とは

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込んだ交通事故をはじめ、児童等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、緊急合同点検をはじめとした通学路の交通安全の確保に関する取組を行うこととした。

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課が、国土交通省及び警察庁の協力を得て、合同点検後の各地における対策の検討の参考としてもらうため、教育、交通工学、交通規制等の各分野の有識者から、

- ・ 安全な通学路の在り方、学校における交通安全教育の在り方
- ・ 通学路の交通安全を図るための道路交通環境整備、交通規制の在り方
- ・ 対策を効果的に進めるための関係機関等の連携の在り方、地域住民・保護者の役割等について意見を聴取するために実施された。

別 紙

平成25年12月6日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

別 紙

平成28年11月28日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について

通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検以降も、別添1（平成25年12月6日の三省庁通知）に基づき継続的に取組が行われているところであるが、平成28年10月28日には、神奈川県横浜市において登校中の児童の列に車両が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において同様の事故により4名が重軽傷を負う事故が発生するなどしており、通学路の交通安全の確保に万全を期す必要がある。

については、今後も、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して下記の事項に留意の上、通学路の安全確保に向けた取組を更に推進されたい。

なお、平成27年度末における、通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況等は別添2及び3のとおりであるので、併せて通知する。

記

1 緊急合同点検に基づく対策の着実な推進

緊急合同点検に基づく対策必要箇所のうち、対策未完了箇所については、速やかに対策を実施すること。対策完了までに相当の期間を要するものについては、スクールガードや見守り隊等の配置による安全確保等、応急的な対策を検討・実施すること。

2 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

緊急合同点検に基づく対策実施後も、通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、通学路の交通安全確保について、継続的な取組を推進すること。特に、道路交通環境の変化や通学路の変更等があった場所については、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で必要な対策を検討すること。

また、この取組を実施するための推進体制が未構築の市町村においては、既存組織の活用も含め、早急に体制を構築すること。

3 国・私立学校も含めた取組

公立学校のほか、国・私立学校も推進体制に参画して通学路交通安全プログラムに基づく取組を実施できるよう、関係部局による連携を強化すること。

令和2年度文部科学省委託
学校安全総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

令和3年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます